

新潟県養護教員研究協議会 Web サイトガイドライン

1 趣旨

会員への情報の伝達活動と会員以外への広報活動を行い、学校保健の発展と会員の資質向上に寄与することを目的として新潟県養護教員研究協議会 Web サイトを開設する。

2 目的

新潟県養護教員研究協議会 Web サイトの管理と運営について必要な項目を定める。

3 管理者

新潟県養護教員研究協議会 Web サイトの管理者は、新潟県養護教員研究協議会長とする。

4 運営委員会

新潟県養護教員研究協議会 Web サイトの当該年度の運営方針を検討し総括するために運営委員会を設置する。

運営委員会は会長、副会長、HP 担当者等で組織する。

運営委員会は原則として年 2 回開催し、その他必要に応じて開催する。

5 運営責任者

運営責任者は新潟県養護教員研究協議会 Web サイトの管理、メンテナンス、更新作業などを行う。

運営責任者は当分の間、会長とする。

6 公開する情報

(1) 一般に公開すること

- ① 組織に関すること。
- ② 活動に関すること。
- ③ 研究・研修大会に関すること。
- ④ 会員、支部からの資料提供に関すること（但し、公開することに了解が得られ、かつ個人名などが特定できない資料であること）但し、本人の承諾が得られた場合はこの限りではない。
- ⑤ その他運営委員会が必要と認めること。

(2) 会員に限定して公開すること

- ① 運営委員会が必要と認めること。

7 公開してはならない範囲

- ① 会員の個人情報。
- ② 個人が特定されるもの（写真を含む）を掲載しない。但し、本人の承諾が得られた場合はこの限りではない。
- ③ 会員以外のものの発言記録。但し、本人の承諾が得られた場合はこの限りではない。
- ④ 新潟県養護教員研究協議会、支部、個人などの誹謗中傷と認められること。
- ⑤ その他、上記によらない場合は運営委員会で協議する。

8 提供された資料の公開について

会員から提供を受けた資料を公開する場合は、運営責任者は提供された資料が著作権に触れていないかの確認を行う。

9 リンクについて

関係機関・団体のサイトのリンクをはる。

10 その他

このガイドラインに定めた事項については、必要に応じて見直しを行う。

(2017 年 5 月 17 日一部改訂)